

第 4 回共通到達度確認試験試行試験実施要綱

平成 29 年 7 月 21 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会
共通到達度確認試験システムに
関するワーキング・グループ

第 1 実施の趣旨

共通到達度確認試験は、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために、既修者にも活用できるものとして実施するものである。平成 30 年度を目途とした本格実施を視野に入れ、第 4 回の試行試験である今回の実施においては、「第 4 回共通到達度確認試験試行試験の取扱いについて」(平成 29 年 7 月 21 日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループ) に沿って、これまでの成果を生かしつつ、昨年度よりも更に多くの情報の蓄積に努めることとし、本格実施に向けた検証に資することを主な目的として実施するものである。

第 2 試験の内容に関する事項

1 対象者

各法科大学院の 1 年次と 2 年次に在籍する学生(未修者及び既修者)のうち希望する者とする。

2 試験科目・出題範囲・出題方針

- ・試験科目は憲法、民法、刑法の 3 科目とする。
- ・各科目とも、法科大学院の学修において当然に修得すべき内容を確認する試験とし、基礎的な知識・思考力を主に問うこととしつつ、本格実施に向けた検証に資するよう、問題の難易度や内容の多様性に配慮して出題する。
- ・「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」の記載の範囲内から、2 年次までの学修を通じて修得すべき問題を偏り無く出題することとし、設問ごとに難易度を設定する。

3 問題数・試験時間

問題数、試験時間については、以下を目安として、問題の難易度や内容の多様性に配慮しつつ、科目ごとに適切に決定する。なお、受験生の負担軽減等のため、科目間の休憩時間の短縮などの時間短縮策についても検討し、運営上問題が無い限り実施する。

- ・問題数は、憲法・刑法は各 30 問、民法は 45 問。
- ・試験時間は、憲法・刑法は各 50 分、民法は 75 分。

4 出題形式・解答方式

- ・基礎的な知識の確認とともに、一定の知識を前提とした思考力の確認のためには、正誤式問題と多肢選択式問題を併用する必要があると考えられる。問題数及び配点については前年度の試行結果及び科目の特性を踏まえつつ、正誤式問題の数と多肢選択式問題の数との比率は概ね 2 : 1 を目安として、科目ごとに適切と考えられる割合で出題する。
- ・マークシートによる解答方式とする。

第 3 問題作成に関する事項

1 試験委員会

- ・試行試験運営を担う大学（東京大学、一橋大学、京都大学、神戸大学）（以下、「運営を担う大学」という。）において、各科目の共通到達度確認試験試行試験委員会を組織し、試行試験の問題・解説を作成し、試験結果の分析を行う。各科目に係る試行試験委員会の担当は以下のとおりとする。

憲法：京都大学	民法：一橋大学	刑法：東京大学
---------	---------	---------

- ・委員はWGにおいて選考し、文部科学省から運営を担う大学へ通知する。その際、法科大学院の教員を中心に構成し、科目の特性を考慮しつつ、実務の経験のある委員を含めることを検討する。
- ・各科目に係る試行試験委員会に主任を置き、委員の中からWGが指名する。

2 作問主任会議

- ・問題作成に当たって科目間の調整を行うため、神戸大学において、作問主任会議を組織する。

3 作問委員

各科目に係る試行試験委員会に、試行試験の問題・解説を作成する委員（以下、「作問委員」という。）を置き、WGにおいて指名する。

4 点検委員

各科目に係る試行試験委員会に、作問委員とは別に、問題の難易度、出題範囲、出題方法等が適切であるかの事前の点検を専門に行う委員を置き、WGにおいて指名する。

5 秘密保持

委員及び試行試験の運営に関わる関係者は、委員等としての職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてならない。

6 その他

運営を担う大学のうち、神戸大学を取りまとめ校として実施する。

問題作成に当たっては、運営を担う大学において、試験委員の支援を適切に行う体制を整備する。

第4 試験の実施に関する事項

1 実施日程

平成30年3月15日（木）に実施する。

2 大学間の連絡

運営を担う大学を中心に、参加大学がそれぞれ主体的に取り組むよう、大学間で緊密に連絡を取りながら実施する。

3 各法科大学院の実施体制

試験会場の設営、試験の監督等の実施は各法科大学院で行う。受験者が少数と見込まれる場合には、複数の法科大学院間で一つの会場を設営するなど、多くの大学の参加を可能とするよう適宜調整する。

4 正解及び解説の公表

受験者の復習に資するため、試験問題の正解及び解説（共通問題、学年別問題の別、設問ごとに設定された難易度を含む。）については、試験実施当日にインターネットで公表する。

5 試験結果の公表・本人通知、個人情報の取扱い

試験結果の公表・本人通知や個人情報の取扱いについては、運営を担う大学において、以下の点に特に留意し、適切に実施する。

- ・分析に必要な範囲内において受験者の属性（所属法科大学院、年次、未修・既修の別等）を試験時に把握し、適切に管理する。
- ・試験実施日時後の適宜の時期に、全体の概括的な分析結果をインターネットで公表する。
- ・各参加大学に対し、所属する学生の試験結果を平成30年4月以降に送付する。（4月以降とするのは、今回の試行試験の結果が進級判定等に利用されるのではないか等の学生の疑念を軽減するため。）
- ・法科大学院における成績や司法試験結果と試行試験の結果との比較分析を各法科大学院に依頼し、その分析結果に基づき全体的な比較分析を行う。また、その旨を予め周知し、受験者の同意のもとに試験を実施する。
- ・試験結果の精緻な分析が可能となるような体制の構築に努め、個人情報の取扱いについては、参加大学と協議の上、適切な管理に努める。

6 配慮事項

障害のある受験者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、回答の方法、試験室の設営等について適切な配慮を行うとともに、障害のある受験者の個々の困難の程度に応じた柔軟な対応に努める。また、夜間開講その他、試験時間等の取扱いに当たり特別な事情がある場合も同様とする。

7 実施要領の作成

その他、実施に際して必要となる事項については、運営を担う大学が実施要領として作成し、各法科大学院に送付する。

8 その他

試行データの有用性に資するため、運営を担う大学においては、試行試験の受験案内チラシ・ポスターの作成や、受験学生の登録方法を、受験しない者のみに登録させる「オプトアウト方式」とするなど、受験者の確保に関する取組についても検討し、可能な限り実施する。また、参加大学に対して積極的な受験の呼びかけを在学生に行うよう依頼し、受験者の確保を図る。

第5 試験結果の分析

神戸大学において検証委員会を組織し、これまでに実施された試行試験を含め、試行試験成績と法科大学院成績や司法試験成績との関係性分析の方法を検討する。また、試験終了後、検証委員会の協力の下、既修・未修、学年に応じて、当然到達すべき水準を示すことが可能かどうかの検証も含め、試験委員会による分析に基づいて運営を担う大学が共同で報告書を取りまとめる。これらについては、取りまとめ校から文部科学省へ提出する。

なお、今後の共通到達度確認試験の在り方に関する検討に資するため、受験した学生に対してアンケート調査を実施することとし、その結果を併せて文部科学省に提出する。